

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人京都文教学園
② 設置大学名称	京都文教大学
③ 担当部署	総務部総務課
④ 問合せ先	0774-25-2400
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 9 月 12 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 9 月 19 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.kbu.ac.jp/work_report/gov_code.html
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

京都文教短期大学は、法人全体のガバナンス体制のもとで運営されており、財務、人事、内部統制等の管理は法人によって統括されていることから、本点検結果報告書は京都文教短期大学も含めた状況を対象としている。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
危機管理体制の確立	直接的な「危機管理マニュアル」や「事業継続計画（BCP）」はないが、令和 7(2025)年度にはリスク管理及びコンプライアンスに関する規程等の制定を進める計画があり、これらの中に危機管理体制の整備を含む予定である。

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学園は、明治 37(1904)年に校祖獅子谷佛定上人が仏教精神に根ざした人間教育を実践することを建学の精神として創立され、学園創立 120 周年を迎えた令和 6(2024)年度においても、この建学の精神を継承し、建学の精神、理念、教育目的について、各設置校の学則やウェブサイトで広く社会に明示しています。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確に示している。各教育組織において、自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。教育の質保証と学修支援体制の整備を重要視し、大学においては、教育改革の全学的推進を担う「教育開発推進センター」を設置し、「学修者中心」の教育を一層推進すべく、各ポリシーに基づいた教育内容・方法の改善に取り組んでいる。ユニバーサルデザインラーニング（UDL）の理念に基づいた多様な学習方法の導入準備や、「アカデミック・アドバイジング」の導入により、学生の個別最適な学習支援と進路支援を強化し、教育改善に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学においては、全学的意思決定機関として、学長を議長とする「大学運営会議」を置くことを学則で定め、大学の運営に係る重要な事項を審議することとしている。また、学長を議長とする「大学教学会議」が京都文教大学教学会議規程に定められており、全学の教学事項が審議される。京都文教大学学則及び京都文教大学教授会規程において各教授会を設置すること、また、大学院においては京都文教大学大学院学則に研究科委員会を置くことを定めており、各教育組織が適切に運営の方針を定めている。 短期大学においては、学長を議長とする全学共通の「教授会」を設置することを京都文教短期大学学則で定めるとともに、京都文教短期大学教学協議会規程において「教学協議会」、京都文教短期大学運営会議規程において「運営委員会」を設置することを定め、短期大学の教学及び運営に係る重要な事項を審議すること

	としている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	本学園では、教育目標の実現に向けた教職協働の取組を活性化している。事務局は大学・短期大学共通の事務局として学校法人京都文教学園事務組織及び事務分掌規程に定め、部局横断的な連携体制を構築するとともに、「大学運営会議」「大学教学会議」の他、複数の委員会で職員が構成員となっている。教員と職員が一体となって教育・研究活動、課外活動支援等を積極的に推進することで、教職協働体制を確保している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学園では、教職員の資質向上と教育環境の活性化のため、SD/FD 活動の充実を図り、教職員の主体的な学びと実践を支援している。平成 30(2018)年度から検討を開始した教職員人事評価制度については、令和 2(2020)年度から試行的に運用を開始しており、令和 6(2024)年度も制度内容の見直しを行った。特に事務職員については、評価から育成に重点を置いた制度へ変更し、等級制度の導入や昇格制度の構築、スタッフアワード制度を設け、資質向上を推進している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学園では、「学校法人京都文教学園第 3 期中長期計画」を策定し、その進捗状況を定期的に確認している。令和 7 年度事業計画及び予算も策定されており、学園全体の方向性と各設置校の特性を踏まえた具体的な計画が盛り込まれている。令和 6(2024)年度は、京都文教短期大学の学生募集停止と京都文教大学への発展的展開を決定するなど、社会の変化に対応した中期計画の実行を進めている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	本学園では、令和 6(2024)年度の理事会及び評議員会において、「京都文教学園中長期計画 2023 年度実施状況」が報告されており、計画の進捗管理が定期的に行われている。また、私立学校法改正に伴う寄附行為の改正や、大学の新学部設置構想と短期大学の募集停止の検討など、計画の見直しや修正が適宜行われている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学園は、建学の精神にもつながる「共生（ともいき）社会」の実現に向けた「探究教育」を学園全体を貫く教育として取り入れている。大学では、この方針に沿って令和6年度に総合社会学部実践社会学科を開設し、令和7年度からは京都文教大学総合社会学部に「食マネジメントコース」と「スポーツ・健康コース」を新設するなど、現代社会のニーズに対応した実践力を備えた人材育成を強化している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学園は、「京都文教ともいきパートナーズ」を基盤に、地域企業や自治体、団体、住民と共に推進する地域協働型PBL教育や、附置機関と連携した公開講座の実施など、多様な主体との協働体制を築き、地域連携・社会貢献活動を深化させている。また、事務局に社会連携部フィールドリサーチオフィスを設置し、専任の職員を配置することで、上記の地域連携・社会貢献活動を積極的に推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学園は、多様性を尊重し、学生一人ひとりが教育研究の機会を享受できるよう、体制整備を進めている。ユニバーサルデザインラーニング（UDL）の理念に基づき、オンライン学習の活用を含めた多様で柔軟な学習方法の導入準備を進めることで、多様な背景を持つ学生への対応を図っている。また、「学校法人京都文教学園育児休業及び育児短時間勤務に関する規則」や「学校法人京都文教学園介護休業及び介護短時間勤務に関する規則」を制定し、教職員の多様な働き方を支援する環境整備を進めている。これにより、性別に関わらず能力を発揮できる職場環境を目指しています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	本学園では、役員や評議員への女性登用に配慮し、理事4名（総数11名）、評議員5名（総数15名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	本学園は、令和 7(2025)年 4 月施行の改正私立学校法に対応し、寄附行為を全面的に見直し、適切な人材確保に努めている。また、「学校法人京都文教学園理事の職務権限規程」を制定することで、理事の担当職務及び権限を明確化し、選任過程の透明性確保と多様な分野からの人材登用を促進している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	本学園では、理事会を定期的に行い、令和 6 年度には 5 回開催された。令和 7 年 4 月施行の私立学校法改正に対応するため寄附行為を全面的に見直し、ガバナンス強化に向けて「学校法人京都文教学園業務執行理事会規程」を制定した。理事会では「京都文教学園中長期計画 2023 年度実施状況」の報告や、私立学校法改正に伴う寄附行為改正案の審議が行われるなど、評議員会との協働体制を確立し、運営の透明性確保に努めている。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	本学園では、理事の役割と責任を明確にするため、「学校法人京都文教学園理事の職務権限規程」を制定した。これにより、理事が必要な情報を適切に受け取れる体制を整備している。また、理事会での様々な審議事項を通じて、必要な情報が共有され、職務遂行に必要な理解を深める機会を提供している。また、毎年 1 回は役員対象の研修会を開催し、私学行政の動向や、ガバナンスの理解を促進する機会としている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	本学園では、監事の選任について、理事会や評議員会で候補者の選出や選任が行われている。これにより、監事及び会計監査人の選任過程の透明性を確保し、適切な人材を選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	本学園は、ガバナンス強化に向けて、令和 5(2023)年度に設置した内部監査室に専任の職員を配置し、監事のサポート体制を強化した。これにより、監事、会計監査人、内部監査室が連携する「三様監査体制」を構築し、監査機能の強化を図っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	本学園では、監事がその職務を適切に遂行できるよう、理事会や評議員会、学内理事会である学園教学・運営協議会へ監事が列席している。加えて議事録や財務状況に関する情報（決算報告書、補正予算案など）が定期的に提供されている。これにより、監事への適切な情報提供が行われ、職務遂行に必要な理解を深める機会を確保している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学園の幅広いステークホルダーの代表として、学園教職員、卒業生及び学識経験者の中から理事会と評議員会で、それぞれ拮抗した人数を選任することを寄附行為に明記し、属性に偏らない構成としている。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	理事会の諮問機関であると同時に監督機能として、役員の業務執行に意見を述べ、役員に報告を求めることで相互牽制体制を確立し、学校法人運営の機動性及び安定性を確保している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員へ学園広報誌を毎回配信し、常に学園情報を提供し、年 1 回研修会を開催し、外部講師を招いて私学行政の動向や、ガバナンスの理解を促進する機会としている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	直接的な「危機管理マニュアル」や「事業継続計画（BCP）」はないが、令和 7 年度にはリスク管理及びコンプライアンスに関する規程制定を進める計画があり、これらの中に危機管理体制の整備を含む予定である。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学園では、令和 7 年 4 月施行の私立学校法改正に対応すべく、寄附行為を全面的に見直し、全面改訂した寄附行為が認可された。また、ガバナンス強化に向けて、「京都文教学園内部統制システム整備の基本方針」を制定し、法令等遵守のための体制整備を積極的に進めている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学園では、学園ウェブサイト上の情報公開ページ並びに事業報告書の公表を通じて、積極的に情報公開を行っている。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生、保護者（保証人）、卒業生、受験生、地域社会等、ステークホルダー別に情報を集約し、ウェブサイトや SNS、紙媒体等を目的別に活用して効果的な発信を務めている。また、IR 情報として、年度ごとのファクトブック及び各種調査結果をウェブサイト上に公表し、多様なステークホルダーへの情報提供と理解促進のための工夫を行っている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明